

# 資料編



## 〔防災関係施設〕

## ○防災関係機関及び連絡先一覧

## 1 村の出先機関等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
原村役場	原村6549—1	0266—79—2111
原村保健センター	原村6647	0266—79—2111
原村地域福祉センター	原村6649—3	0266—79—7092
原村レストハウス樅の木荘	原村17217—565	0266—74—2311
ふれあいセンターもみの湯	原村17217—1729	0266—74—2911
八ヶ岳自然文化園	原村17217—1613	0266—74—2681
原村保育園	原村11587	0266—79—3559

## 2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
諏訪広域消防本部	岡谷市幸町8—1	0266—21—1190
原消防署	原村6523	0266—79—2442

## 3 県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
長野県庁危機管理局危機管理防災課	長野市大字南長野字幅下692—2	026—235—7184
諏訪地域振興局	諏訪市上川1—1644—10	0266—57—2902
諏訪建設事務所	諏訪市上川1—1644—10	0266—57—2935
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1—1644—10	0266—53—6000

## 4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関東農政局長野県拠点	長野市旭町1108	0263—47—2001
中部森林管理局南信森林管理署	伊那市山寺1499—1	050—3160—6060
長野地方気象台	長野市箱清水1丁目8—18	026—232—2034

## 資料編

## 〔防災関係施設〕

機 関 名		所 在 地	電 話 番 号	
長野労働局岡谷労働基準監督署		岡谷市神明町3-14-8	0266-22-3454	
中部地方整備局	企 画 課	名古屋市中区三の丸2の5の1	052-953-8127	460-8514
天竜川上流河川事務所	調 査 課	駒ヶ根市上穂南7番10号	0265-81-6415	399-4114

## 5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町1108	026-233-2108
陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西1-1	0263-26-2766

## 6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
J R 東日本(株)茅野駅	茅野市ちの3506	0266-72-2242
N T T 東日本長野支店	長野市新田町1137-5	026-225-4404
日本放送協会長野放送局松本支局	松本市深志3-10-3	0263-33-4700
中部電力パワーグリッド(株)諏訪営業所(諏訪電力所)	諏訪郡下諏訪町西鷹野町4559-43	0266-27-8282
日本郵便(株)原郵便局	原村弘沢5705-1	0266-79-3976
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073

## 7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
アルピコ交通(株)	茅野市ちの3419-6	0266-72-7141
一般社団法人長野県エルピーガス協会	長野市中御所1-16-13天馬ビル4F	026-229-8734
(株)長野放送諏訪支局	諏訪市諏訪1-6-1	0266-53-4532
長野エフエム放送(株)	松本市本庄1-13-5	0263-33-4400
長野朝日放送(株)諏訪支局	諏訪市湖岸通4-1-17	0266-57-0080
信越放送(株)諏訪放送局	諏訪市高島3-1201	0266-52-1518
テレビ信州(株)諏訪支局	諏訪市大手2-17-16	0266-58-2577
エルシーブイ(株)	諏訪市四賀821番地	0266-53-3833
須高ケーブルテレビ(株)	須坂市大字須坂1295-1	026-246-1222
公益社団法人長野県看護協会	松本市旭2-11-34	0263-35-0421

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
信州諏訪農業協同組合本所	諏訪市大字四賀字広瀬橋7841	0266—57—8000
信州諏訪農協原村支所	原村11908	0266—79—2521
信州諏訪農協南諏ガスター	諏訪郡富士見町落合13504—2	0266—62—5102
原村観光協会	原村役場内	0266—79—7072
諏訪森林組合	茅野市宮川4392—1	0266—73—2350
原村商工会	原村6555	0266—79—4738
茅野交通安全協会原支部	原村役場内	0266—79—7921
諏訪郡医師会	諏訪市城南1—2623—1	0266—52—1044
原村日赤奉仕団	原村社会福祉協議会内	0266—79—7228
原村社会福祉協議会	原村6649—3	0266—79—7228
原村衛生自治推進協議会	原村役場内	0266—79—7933
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通5—11—50	0266—52—6111
諏訪中央病院	茅野市玉川4300	0266—72—1000
富士見高原病院	諏訪郡富士見町落合11100	0266—62—3030

9 村内医療機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
原村国保診療所	原村6649—3	0266—79—2716
厚生連富士見高原医療福祉センター中新田診療所	原村13221—2	0266—70—1331
大槻医院	原村15739—2	0266—79—7628

10 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
茅野警察署	茅野市本町西9—39	0266—82—0110
原村警察官駐在所	原村6562—1	0266—79—2806

11 教育施設等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
原村歴史民俗資料館八ヶ岳（美術館）	原村17217—1611	0266—74—2701
原村図書館	原村12079—1	0266—70—1500
原村中央公民館	原村12080	0266—79—4815
原村社会体育館	原村12087	0266—79—4922

資料編

〔防災関係施設〕

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
原小学校	原村6585	0266—79—2123
原中学校	原村6656	0266—79—2455

## ○原村防災会議委員名簿

役 職 名		備 考
第3条第2項 会長は、村長をもって充てる。		
会長	原村長	〒391—0192 原村6549—1 電話79—2111
第3条第5項第1号委員 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者 1人以内		
委員	長野地方気象台長	〒380-0801 長野市箱清水1丁目8-18 電話026-232-2034
第3条第5項第2号委員 長野県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者 3人以内		
委員	諏訪地域振興局長	〒392—8601 諏訪市上川1丁目1644—10 電話57—2903 総務管理課
委員	諏訪保健福祉事務所長	〒392—8601 諏訪市上川1丁目1644—10 電話57—2925 総務課
委員	諏訪建設事務所長	〒392—8601 諏訪市上川1丁目1644—10 電話57—2933 総務課
第3条第5項第3号委員 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者 1人以内		
委員	茅野警察署長	〒391—0003 茅野市本町西9—39 電話82—0110
第3条第5項第4号委員 村長がその部内のうちから指名する者 2人以内		
委員	原村副村長	
委員	原村診療所長	
第3条第5項第5号委員 教育長		
委員	原村教育長	
第3条第5項第6号委員 消防団長		
委員	原村消防団長	
第3条第5項第7号委員 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者 3人以内		
委員	東日本電信電話(株)長野支店 設備部災害対策室長	〒380—8519 長野市新田町1137—5 電話026—225—4384
委員	中部電力パワーグリッド(株)諏訪営業所長	〒393—0087 下諏訪町西鷹野町4559—43 電話0266—26—8401
委員	エルシーブイ(株)代表取締役社長	〒392—8609 諏訪市四賀821 電話53—3833

## 資料編

## 〔防災関係施設〕

第3条第5項第8号委員 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者 2人以内		
委員	区長会長	
委員	諏訪広域消防原消防署長	



○指定給水装置・排水設備工事事業者一覧

令和3年1月1日現在

	上水	下水	事業者名	住 所	電話番号
1	○	○	(有)篠原鉄工建設	原村柏木 7698 番地イ	0266-79-2421
2	○	○	(株)宮坂建設	原村中新田 12670 番地 1	0266-79-2536
3	○	○	南部建設(株)	原村南原 15538 番地 1	0266-79-5720
4	○	○	(有)森山建設	原村中新田 15701 番地 2	0266-79-5730
5	○	○	(株)有賀水道	茅野市金沢 2186 番地 2	0266-72-4017
6	○	○	(株)キタハラ	茅野市仲町 6 番 17 号	(昼間) 0266-72-7418 (夜間) 0266-72-6515
7	○	○	共栄管工(株)	茅野市宮川 11376 番地 14	0266-72-6675
8	○	○	(有)山手工業	茅野市宮川 4372-6	0266-79-6667
9	○	○	(有)アイスイ設備	茅野市泉野 7527-1	0266-79-3907
10		○	(有)秋山建設	原村南原 18640 番地	0266-79-4630
11	○	○	(株)アクア住設	富士見町落合 3060-34	0266-65-3388
12	○	○	(株)アクアテック杉村	諏訪市上川一丁目 1428 番地 1	0266-75-0038
13	○	○	(有)阿部設備	諏訪市中洲 3726-1	0266-53-1406
14	○	○	イツミ設備	諏訪市大字四賀 1353 番地 2	0266-58-9797
15	○	○	(有)イトカン	茅野市玉川 1445 番地 1	0266-72-8548
16	○	○	(有)エーシン	岡谷市長地権現町 一丁目 6 番 20 号	0266-28-0111
17	○	○	(有)オギハラ住宅設備	茅野市塚原 二丁目 12 番 14 号	0266-72-2649
18	○	○	(株)オケヤス	茅野市宮川 3849 番地 5	0266-72-2230
19	○	○	(有)木村設備	茅野市湖東 5866 番地 2	0266-77-2380
20	○	○	(有)共同建設	諏訪郡下諏訪町 2788 番地 1	0266-28-1365
21	○	○	(有)クサカベ設備興業	茅野市玉川 8810 番地	0266-79-3255
22	○	○	(有)窪田鉄工設備	富士見町富士見 4654 番地 588	0266-62-3253
23	○	○	(有)芸管工業	茅野市泉野 5877 番地 2	0266-79-4372

## 資料編

## 〔防災関係施設〕

	上水	下水	事業者名	住 所	電話番号
24	○		(有)小池工務所	茅野市金沢 4731 番地	0266-72-0275
25	○	○	小林設備店	茅野市城山 17-12	0266-72-8053
26	○	○	(有)西藤設備	茅野市玉川 3099 番地 5	0266-73-5465
27	○	○	(有)サクラ建設設備	富士見町富士見 4654 番地 437	0266-62-4911
28	○	○	(有)信濃住宅設備	茅野市中大塩 14-18	0266-72-0319
29		○	渋崎建設(株)原村支店	諏訪市渋崎 1722 原村 573-1	0266-52-0443 0266-79-4573
30	○	○	(株)親水工業	下諏訪町社 6837 番地 1	0266-27-8399
31	○	○	(株)シンニチ設備	岡谷市郷田 二丁目 2 番 12 号	0266-22-1365
32	○	○	水道建設(株)	岡谷市神明町 三丁目 14 番 15 号	0266-23-3662
33	○	○	杉村設備(株)	岡谷市長地柴宮三丁目 8 番 4 号	0266-27-8632
34	○	○	(株)諏訪設備工業	茅野市豊平泉 477 番地 1	0266-72-3694
35	○		(有)諏訪テクノ住設	下諏訪町 東赤砂 4506 番地 1	0266-26-2886
36	○	○	(株)設備ティーワッカー	茅野市塚原 二丁目 9 番 22 号	0266-82-9228
37	○	○	(株)総建	下諏訪町五官 6642-1	0266-28-8295
38	○	○	(株)総設工業	岡谷市長地片間町一丁目 12 番 24 号	0266-28-8504
39	○	○	(有)大信設備	茅野市ちの 988 番地 3	0266-72-3527
40	○	○	(株)タイセイ	富士見町富士見 11873 番地	0266-55-2008
41	○	○	(株)太陽住設	富士見町富士見 4654 番 636	0266-62-2093
42	○	○	(有)タキザワ住設	茅野市金沢 4167 番地 11	0266-72-9038
43	○	○	タケイセツビ	諏訪市大字湖南 1086 番地1	0266-58-2553
44		○	(有)津金建設	原村八ッ手 3668 番地 2	0266-79-2592
45	○		(株)戸井口建設	富士見町境 7823 番地 3	0266-65-3213
46	○	○	十和設備(株)	岡谷市神明町 4-22-18	0266-24-0182
47	○	○	ナカガワ設備	茅野市豊平 3223 番地 4	0266-77-2189
48	○	○	(有)長門興業	小県郡長和町長久保 473 番地 1	0268-68-2517
49	○		新津設備	山梨県甲斐市富竹新田 1171	055-276-6918
50	○	○	日設工業(株)	諏訪市大字中洲神宮寺 1512	0266-58-2281
51	○		(有)熱研工業	茅野市玉川 9960 番地 1	0266-79-5715

	上水	下水	事業者名	住 所	電話番号
52	○	○	(有)配管舎モリヤ	茅野市玉川 8448 番地1	0266-70-1051
53	○	○	羽柴設備	茅野市玉川 3457 番地 5	0266-72-0493
54	○	○	(有)林組工業所	諏訪市大手 二丁目 9 番1号	0266-58-1336
55	○	○	(有)原田設備	茅野市米沢 2120 番地 7	0266-72-6411
56	○	○	光住設	原村 13079 番地 5	0266-79-7905
57	○	○	ホンゴウ設備工業	富士見町立沢 275 番地	0266-62-2578
58	○	○	(有)まるか建設	富士見町富士見 11573 番地 2	0266-62-2788
59	○		(有)丸竹下島商店	岡谷市本町 4-1-37	0266-22-2405
60	○	○	(有)マルワ住設	諏訪市大字豊田 3962 番地 1	0266-58-3337
61	○	○	(有)ミワ設備	茅野市金沢 923 番地 5	0266-73-5210
62	○		(有)メンテック調和	山梨県中巨摩郡昭和町西条 2373 番地 3	055-275-1033
63	○	○	(有)柳平建設	茅野市本町東 14 番 5 号	0266-72-3655
64	○	○	(有)山本管工事	富士見町境 7146 番地 6	0266-64-2649
65	○		勇進産業(株)	山梨県甲府市下石田 二丁目 10 番 5 号	055-228-6666
66	○	○	(株)リビングクボタ	富士見町落合 11748-11	0266-62-5391
67	○	○	(株)クリアコネク	下諏訪町萩倉 2484 番地	0266-75-1253
68	○	○	住宅設備 鷹羽	諏訪市渋崎 1783-1 渋崎マンション 102	090-4462-8326

## ○雨量観測所

### 1 地域気象・地域雨量観測所

観測所名	種類	所在地	観測開始
地域気象観測所 原村	有線ロボット気象計による降水量・ 気温、風向、風速、日照の観測	原村3853-2	昭和53. 11. 27

### 2 県 雨量観測所

観測所名	水系名	河川名	位置	備考
原	天竜川	前沢川	原村大字前沢3852-5	テレメーター自記
赤岳	釜無川	立場川	原村原山17217-1480	雨量テレメーター

## 〔 条 例 等 〕

### ○原村防災会議条例

（昭和38年7月1日）  
（ 条 例 第 12 号 ）

改正 平成12年3月27日条例第3号

平成15年12月16日条例第35号

平成24年9月27日条例第22号

（目的）

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、原村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 原村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて原村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (2) 長野県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
  - (3) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (4) 村長がその部内のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ1人、3人、1人、2人、3人及び2人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。  
（専門委員）

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、原村の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

**第5条** 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長が事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

**第6条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

**附 則**

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

**附 則** (平成12年3月27日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年12月16日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年9月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○原村災害対策本部条例

（昭和38年7月1日）  
（条 例 第 13 号）

改正 平成8年3月26日条例第5号

平成24年9月27日条例第23号

（目的）

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、原村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

**第5条** 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

**附 則**（平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年9月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ○原村地震災害警戒本部条例

（平成15年3月20日）  
（条 例 第 1 号）

改正 平成16年1月22日条例第1号

（目的）

**第1条** この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、原村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

**第2条** 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 長野県警察の警察官のうちから村長が指名する者

(2) 教育長

(3) 村長がその部局内の職員のうちから指名する者

(4) 村の区域において業務を行なう法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が指名する者

5 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

6 本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、村の職員のうちから村長が指名する。

7 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（部）

**第3条** 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当る。

3 部長に事故あるときはあらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（補則）

**第4条** 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は本部長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年1月22日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年1月24日から施行する。



## ○原村地震災害警戒本部規則

（平成15年3月20日）  
規 則 第 1 号

改正 平成16年1月22日規則第1号  
平成16年2月27日規則第2号  
平成19年3月30日規則第1号  
平成19年3月30日規則第3号  
平成23年3月22日規則第4号  
平成25年3月22日規則第11号

（趣旨）

**第1条** この規則は、原村地震災害警戒本部条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、原村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（位置）

**第2条** 警戒本部は、原村役場内に置く。

（組織）

**第3条** 警戒本部の組織は、次に掲げる者をもって充てる。

本部長 村長

副本部長 副村長

本部員

- (1) 茅野警察署原駐在所長
- (2) 教育長
- (3) 村長事務部局の課・室長、教育委員会事務部局の課長
- (4) 原村消防団長、原村商工会長、原郵便局長及び信州諏訪農業協同組合原村支所長

本部職員 本部員を除く村職員

（部の設置）

**第4条** 警戒本部に次の部を置き、各部局の課長・室長を部長とする。

総務部、住民財務部、保健福祉部、農林商工観光部、建設水道部、教育部、消防部

（所掌事務）

**第5条** 警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地震防災応急計画に係る措置に関する事項
- (2) 原村地域防災計画の震災対策計画に係る事項

（原村地域防災計画の準用）

**第6条** 原村震災対策計画の応急対策に係る事項についての計画は、原村地域防災計画を準用する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年1月22日規則第1号）

資料編

〔条 例 等〕

この規則は、平成16年1月24日から施行する。

附 則（平成16年2月27日規則第2号）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第1号）抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第11号）抄

（施行期日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## ○災害救助法施行細則（別表第1・第2）

### 別表第1（第3条関係）

#### 1 避難所及び応急仮設住宅の供与

##### ア 避難所

- (ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (イ) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とする。ただし、適当な建物を得ることが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法を実施することによりこれに代えることができる。
- (ウ) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。
- (エ) 高齢者、障害者等であって、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合には、(ウ)の金額に、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。
- (オ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (カ) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

##### イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

##### (ア) 建設型応急住宅

- I 建設型応急住宅の設置にあたっては、公有地の利用を原則とする。ただし、適当な公有地を得ることが困難なときは、民有地の利用をもつてこれに代えることができる。
- II 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、571万4,000円以内とする。
- III 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- IV 高齢者、障害者等であって日常の生活上特別な配慮を要するもの数人以上に供与する施設で、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有するものを建設型応急住宅として設置できる。

V 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成させるものとする。

VI 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第4項の規定による期間（2年以内）とする。

VII 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(イ) 賃貸型応急住宅

I 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア)のIIに定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

II 賃貸型応急住宅については、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供するものとする。

III 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、借上げの日から建築基準法第85条第4項の規定による期間（2年以内）とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他による食品の給与

(ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

(イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

(ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費及び燃料費等とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

(エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 飲料水の供給

(ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

(イ) 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(ウ) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）による喪失若しくは損傷等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具及び食器

(エ) 光熱材料

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により次の額以内とする。

なお、季別は災害発生の日をもって決定する。

(ア) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに
夏季（4月から9月まで）	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
冬季（10月から3月まで）	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400

(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに
夏季（4月から9月まで）	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600
冬季（10月から3月まで）	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。

#### 4 医療及び助産

##### ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、一般の病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。以下同じ。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。以下同じ。）を行うことができる。

(ウ) 医療は、次の範囲内で行う。

##### I 診療

##### II 薬剤又は治療材料の支給

Ⅲ 処置、手術その他の治療及び施術

Ⅳ 病院又は診療所への収容

Ⅴ 看護

(エ) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬又は療養費の額以内とする。

(オ) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

#### イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方途を失った者に対して行うものとする。

(イ) 助産は、次の範囲内で行う。

Ⅰ 分べんの介助

Ⅱ 分べん前及び分べん後の処置

Ⅲ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(ウ) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

(エ) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

#### 5 被災者の救出

ア 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

イ 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

#### 6 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、若しくは半焼若しくは半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ) に掲げる世帯以外の世帯 59万5,000円

(イ) 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円

ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成するものとする。

#### 7 生業に必要な資金の貸与

ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

イ 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、当該生業に係る確実で具体的な事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

ウ 生業に必要な資金の貸与として貸付できる金額は、次の額以内とする。

(ア) 生業費 1件当たり3万円

(イ) 就職支度金 1件当たり15,000円

エ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならないものとする。

オ 生業に必要な資金は、次の条件で貸与するものとする。

(ア) 貸与期間 2年以内

(イ) 利子 無利子

## 8 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に在学する者を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する者を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校及び各種学校に在学する者をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(ア) 教科書代

### I 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出をし、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

### II 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないものとする。

## 9 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

イ 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

## 資料編

### 〔条 例 等〕

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人21万5,200円以内、小人17万2,000円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。

#### 10 死体の捜索

ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。

#### 11 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、次の事項を行うものとする

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

イ 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

ウ 死体の処理のため支出できる費用は、次の範囲内とする。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合においては、1体当たり5,400円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

エ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。

#### 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することが困難な状態にある場合で、自らの資力ではこれを除去することのできない者に対して行うものとする。

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が13万7,900円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないものとする。

#### 13 応急救助のための輸送費

ア 応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送又は輸送とする。

(ア) 被災者の避難に係る支援

(イ) 医療及び助産

(ウ) 被災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 死体の捜索



(カ) 死体の処理

(キ) 救済用物資

イ 応急救助のため支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 応急救助のための輸送を認める期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

#### 14 応急救助のための賃金職員等雇上費

ア 応急救助のための賃金職員等雇上費として支出できるものは、次に掲げる場合とする。

(ア) 被災者の避難に係る支援

(イ) 医療及び助産における移送

(ウ) 被災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 死体の捜索

(カ) 死体の処理

(キ) 救済用物資の整理、配分及び輸送

イ 応急救助のため支出できる賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 応急救助のための賃金職員等の雇用を認める期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

#### 別表第2（第7条関係）

##### 1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

常勤職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して算定した額以内とする。ただし、当該業務に従事した者に相当する常勤職員がない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金に係る単価その他の賃金水準を考慮して算定した額以内とする。

イ 超過勤務手当

職種ごとに前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

職種ごとに前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）において定める額以内とする。

##### 2 政令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。